

「償却資産の申告」について

◎申告期限は、毎年1月末日です。

- ・申告義務がある方は、1月1日現在償却資産を所有されている方です。
- ・申告書は、償却資産が所在する市町村へ提出してください。
- ・該当資産がない方や資産の増減がない方も申告の必要があります。
- ・未申告や申告もれなどがあった場合、資産を取得された翌年度まで(最大5年)遡及課税します。
- ・廃業・解散された場合は備考欄に、その旨を記入してください。
- ・下記のように、事業の用に供することが出来る資産であれば申告の対象となります。

● 償却資産とは？ ●

土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産(構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具・器具及び備品)で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

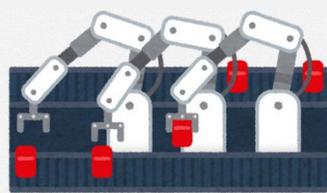
飲食店

厨房設備、
冷凍冷蔵庫など



工場

製造設備、
配管パイプなど



アパート

駐車場舗装、
自転車置き場など



建設業

パワーショベル、
発電機など



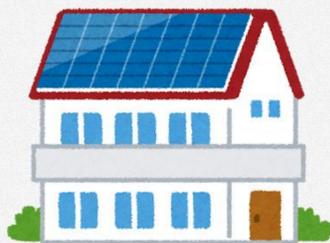
理美容業

理美容用椅子
洗面設備など



電気供給業

太陽光発電設備
風力発電設備など



小売業

陳列ケース、
冷蔵庫など



農業

ビニールハウス、
暖房設備など



診療所

医療用ベット、
X線装置など



ガソリンスタンド

オイルチェンジャー、
独立キャノピーなど



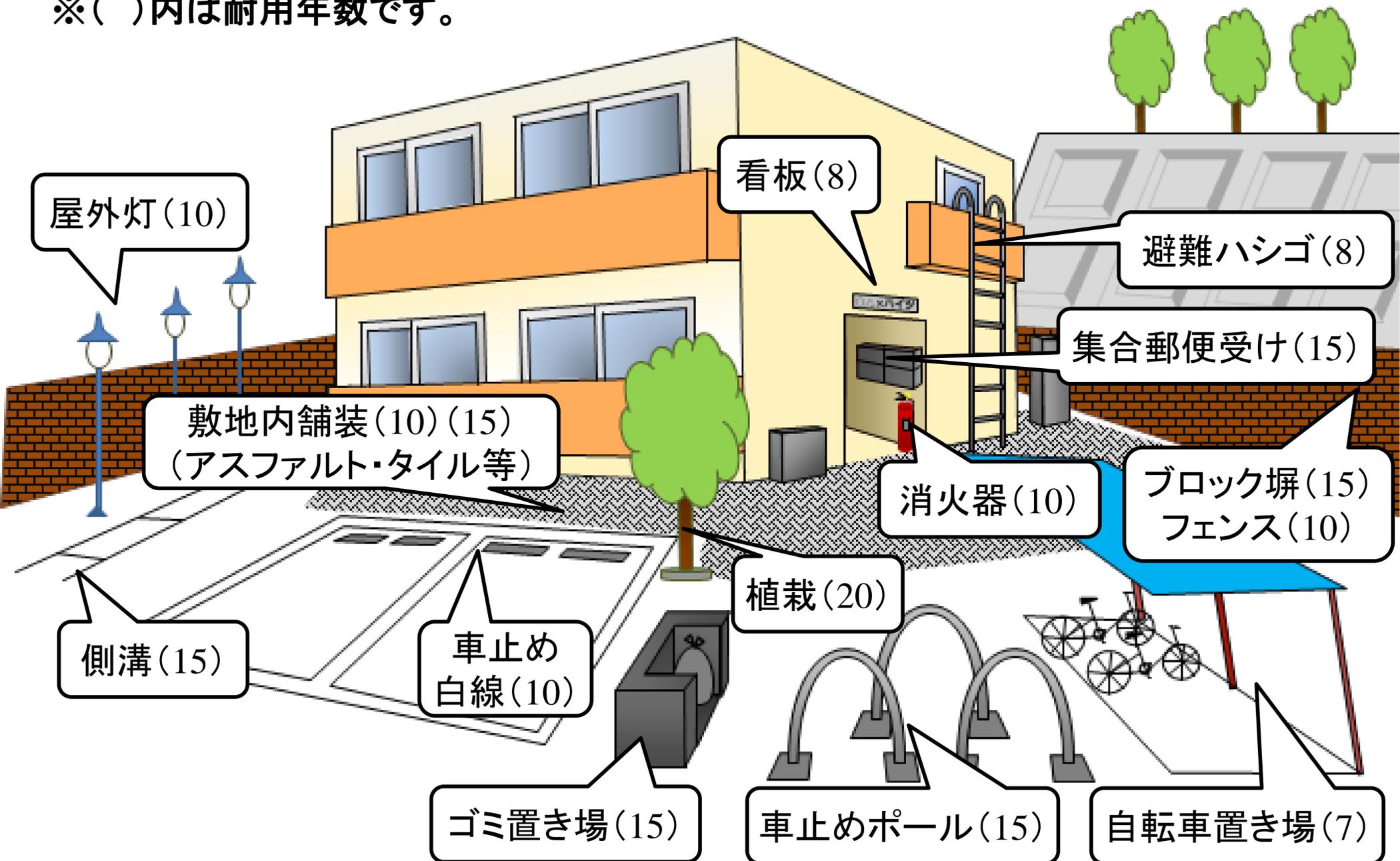
★ ★★償却資産調査の取組強化について★★★

川島町では、公正かつ公平な課税をするため、償却資産の調査を行うなど、取組を強化しております。地方税法の規定に基づき、実地調査にお伺いすることや、償却資産申告書の提出をお願いすることがありますので、ご理解ご協力をお願いします。

裏面もご確認ください

不動産貸付業の主な償却資産の例

※()内は耐用年数です。



上記の耐用年数は標準的なものを想定しており、構造又は用途により異なる場合がありますのでご注意ください。

上記の他に、太陽光発電設備や受変電設備なども償却資産の申告が必要となります。詳しい申告方法などについては、下記連絡先または、下記QRコードより川島町ホームページをご覧ください。

★リース資産と納税義務者★

リース資産は、その契約の内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と実際に資産を借りて事業をしている方に申告していただく場合があります。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
通常の賃貸契約によるリース資産	× (申告不要)	○ (要申告)
売買にあたるようなリース資産	○ (自己資産として申告)	× (申告不要)

〒350-0192

埼玉県比企郡川島町大字下ハツ林870番地1

川島町役場 税務課 課税グループ

TEL: 049-299-1757 (直通)

